

議案第 35 号

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市市民プールを廃止するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
北名古屋市ジャンボプール	北名古屋市法成寺蔵化110番地

別表第2（第3条関係）

名称	区分	単位	使用料の額
北名古屋市ジャンボプール	小中学生	1回券	100円
		回数券	1,000円
	その他の者	1回券	300円
		回数券	3,000円

備考 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものという。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。